

新型インフルエンザの本格的流行への対応

新型インフルエンザについては、全国的に感染が拡大しており、8月19日には厚生労働大臣が流行期に入った旨を発表しました。県内でも8月下旬にインフルエンザ定点観測で流行の目安である1.0を超えており、今後流行が拡大するものと考えています。

今回の新型インフルエンザは、季節性インフルエンザと同様に多くの方が軽症で回復されていますが、透析患者やぜんそく、心疾患等の基礎疾患を有する方や妊娠中の方、乳幼児については、重症化するおそれがあると言われていています。

今後、このまま感染が拡大すると、急激な患者の増加による医療機関への負担が増え、社会活動に支障がでる可能性もあります。

このため流行拡大に備えて、次の3つの取り組みを重点的に進めていきたいと考えています。

1つ目は、医療体制の強化です。

新型インフルエンザ患者については、現在一般の医療機関で外来診療や入院対応をいただいておりますが、今後はさらに多くの患者さんが医療機関を受診することが想定されます。

このため、医師会や市町村とも連携して、急激な患者の増加に対応できるよう休日の診療体制の強化を行ってまいります。

また、透析患者や妊婦など重症化するおそれのある患者さんについては、かかりつけ医との連携のもとに適切に対応できる医療体制を整えております。

新型インフルエンザの発生状況を監視するため、58の定点医療機関からの報告による患者数の把握と、12の定点医療機関における遺伝子検査を実施してまいります。

また、重症例についても遺伝子検査を行い、病原性の変化を監視してまいります。

2つ目は、抗インフルエンザウイルス薬の確保とワクチンの接種体制の構築についてです。

本年度、約55万人分を目標に備蓄を進めていますが、現在、タミフルとリレンザを約47万人分確保しています。備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の放出体制も確立し、安定的流通体制を整えています。

また、ワクチンについては、現在、国においてワクチンの確保と接種体制等の検討をしていますが、県においては、国や市町村と連携し、ワクチンの接種が円滑に実施できるよう取り組んでまいります。

3つ目は、社会的機能の維持についてです。

エネルギー、情報通信、金融、流通などのライフライン関係事業者をはじめ、各事業所においては、可能な限り事業を継続し、県民生活や県経済への影響を最小限に止めることが重要です。

インフルエンザ様症状のある従業員の出勤を控えさせるなど、事業所内での感染拡大防止策の徹底に努めていただくとともに、事業継続計画の策定や見直しをお願いします。

加えて、集客施設などにおいては、これまでと同様に有症者のマスク着用や消毒液の設置等の感染拡大防止策をお願いします。

昨日から小中学校でも2学期が始まり、学校等で感染が拡大することが予想されます。

学校においては、児童生徒の健康観察の強化や、適切な休業措置の実施等の感染防止策を徹底していますが、保護者の方々にも、登校前の健康チェックなどお子さんの健康管理をしっかりとやっていただくようお願いいたします。

このように県では、今後の流行拡大に備えて万全の体制を整えていきますが、県民一人ひとりが引き続きしっかりと感染予防に取り組むことが一番重要です。

県民の皆さまには、これまでも予防策としてお願いしてきた、手洗い、うがい、咳エチケットをいっそう励行していただき、インフルエンザ様症状がある方は、登校や出勤を控え、早めに医療機関を受診して、医師の指示に従い、自宅で療養してください。

今後とも速やかに正確な情報を提供することに努め、迅速かつ適切な対応をとってまいりますので、県民の皆さまには、感染拡大防止のご協力を重ねてお願いします。

平成21年9月2日

大分県新型インフルエンザ対策本部本部長
大分県知事 広瀬勝貞